

「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」の概要

提案理由

- 治安が「悪化した」と思っている人は 81.1% (H24 内閣府)。原因は「地域社会の連帯感の希薄化」や「規範意識の低下」
- 防犯に係る体制づくりや環境づくりが必須。その取組の法的な拠り所として条例が必要

性格・運用等

- 防犯対策に対する法的枠組みの整備
- 罰則規定なし
- 全 7 章 23 条で構成
- 知事部局と警察との共管

期待される効果

- 全県的な防犯気運の高まりと効果的で継続的な取組が可能
- 県民の防犯意識が向上し、主体的な防犯活動が実現
- 防犯ボランティアの拡充
- 県民総ぐるみによる運動の更なる拡大と定着

1 総 則

- ① 目 的：犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりに関する基本理念や施策の基本となる事項等を定め、県民が安全・安心に暮らすことができる社会を実現する。
- ② 基本理念：県民等による犯罪の防止のための自主的な活動を基本とし、県、市町、県民等が連携して推進する。
- ③ 県の責務：安全安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し実施する。
- ④ 県民の役割：自らの安全確保とともに安全安心なまちづくりの推進に努める。
- ⑤ 事業者の役割：安全安心なまちづくりの施策に協力し、地域社会への貢献に努める。
- ⑥ 市町への支援：県は、市町が実施する安全安心なまちづくりの施策について、支援を行う。
- ⑦ 推進体制の整備：県は、市町、県民等と連携して推進体制を整備する。
- ⑧ 推進計画：県は、安全安心なまちづくりに関する施策を推進するための計画を策定する。

2 犯罪の防止のための自主的な活動の促進

- ⑨ 防犯ボランティア活動の活性化のための支援
 - ・ 防犯ボランティアの把握、リーダー養成講座や研修会の開催、防犯情報の提供 等



⑩ 防犯ボランティア支援センターの指定等

- ・ 県内で 1 法人を指定、防犯ボランティアの育成支援を展開
 - 新たな団体の立上げに向けた助言・指導
 - 防犯活動用資器材等の貸与・提供
 - 防犯ボランティア研修会等の開催 等



⑪ 広報及び啓発

- ・ 「安全・安心の日」
- ・ 「安全安心なまちづくり旬間」



⑫ 高齢者等の安全確保

- ・ 声掛けや目配りなど地域ぐるみの支え合いによる高齢者、子ども、女性等の犯罪被害の防止



3 学校等における児童等の安全確保等

⑬ 学校等における安全確保

⑭ 通学路等における安全確保

- ⑮ 児童等の規範意識の向上と安全に関する教育の充実
 - ・ 児童等が犯罪の被害を受けないよう、また、犯罪を起こさないようにするための教育の充実



4 犯罪の防止に配慮した環境等の整備

⑯ 犯罪の防止に配慮した公共空間等の整備

⑰ インターネットの安全な利用

⑱ 防犯カメラの適正な運用

⑲ 自転車盗難防止のための施錠等の促進

- ・ 自転車利用者の責務
- ・ 施錠重点対象駐輪場の指定及び同管理者の措置



5 事業活動における防犯への配慮等

⑳ 犯罪の防止に配慮した事業施設の整備等

㉑ コンビニや深夜営業店舗等に対する防犯責任者の設置等



6 安全・安心に関する通報その他の措置

- ・ 法令違反と思われる行為を把握した場合の通報等

7 犯罪被害者等に対する支援

- ・ 民間援助団体等の活動の促進支援等

注・①～⑳の数字は、条文の数を表す（例：①は第 1 条）
 ・⑧、⑬、⑭、⑯、⑱により、推進計画、学校等における児童等の安全確保のための指針、公共空間の環境整備にかかる指針、防犯カメラに係る適正運用指針を策定